

八王子市告示第231号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条第4項の規定に基づき、平成23年八王子市告示第249号により指定した区域の全部の指定を解除するもので、同条第5項において準用する同条第2項の規定に基づき、下記のとおり告示する。

平成24年9月21日

八王子市長 石森 孝志

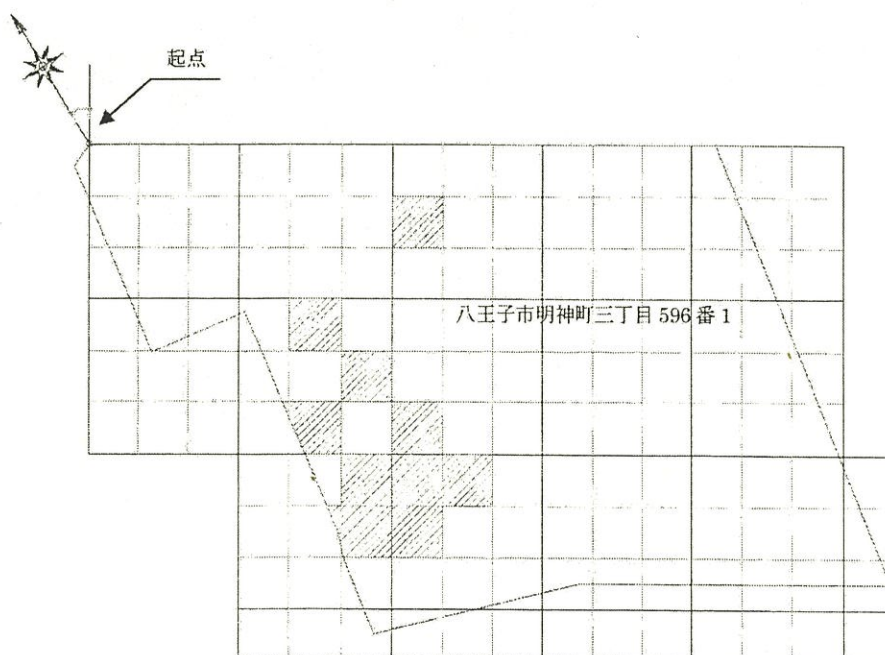
記

- 1 指定を解除する区域 図1のとおり（八王子市明神町三丁目596番1地内）
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類
テトラクロロエチレン、鉛及びその化合物並びに水銀及びその化合物
- 3 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

<問合せ先>

環境部環境保全課

図1



【起点】

起点は、八王子市明神町三丁目
596番1

【格子の回転角度】31°

格子の回転角度は、起点を通り、東
西方向及び南北方向に引いた線並
びに、これらと平行して10m間隔
で引いた線により構成されている
格子を、起点を支点として右回りに
回転した角度を示す。

【凡例】

指定を解除する区域
筆境界
単位区画境界